

総務建設委員会会議録

開閉日時 平成22年3月16日(火) 午前10時00分～10時24分
会 場 委員会室

1. 出席者

1 番 幸前信雄、 6 番 磯貝正隆、 8 番 内藤皓嗣、
9 番 神谷ルミ、 10 番 寺田正人、 12 番 水野金光、
14 番 井端清則、 15 番 岡本邦彦、 17 番 小嶋克文
オブザーバー 副議長

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

2 番 杉浦辰夫、 3 番 杉浦敏和、 4 番 北川広人、
13 番 内藤とし子、 16 番 神谷 宏、 18 番 小野田由紀子

4. 説明のため出席した者

市長、杉浦副市長、後藤副市長、経営戦略GL、
市民総合窓口センター長、市民窓口GL、市民生活GL、税務GL、
税務G主幹、収納GL、
都市政策部長、都市整備GL、都市整備G主幹、上下水道GL、
地域産業GL、
行政管理部長、人事GL、行政契約GL
会計管理者、監査GL

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記2名

6. 付議事項

- (1) 議案第3号 高浜市税条例の一部改正について
- (2) 議案第4号 高浜市職員の給与に関する条例及び高浜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- (3) 議案第5号 高浜市特別職の職員で常勤のものゝ給料の月額の特例に関する条例の一部改正について
- (4) 陳情第1号 「外国人への参政権を付与する法案」の提出に反対する陳情

7. 会議経過

委員長挨拶

市長挨拶

委員長 去る3月9日の本会議におきまして、当委員会に付託となりました案件は、既に配布されております議案付託表のとおり、議案3件及び陳情1件であります。当委員会の議事は議案付託表の順序により逐次進めてまいりたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

異 議 な し

委員長 御異議なしと認め、これより議案付託表の順序により会議を行います。次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。本件については委員長から御指名申し上げて御異議ございませんか。

異 議 な し

委員長 御異議なしと認め、副委員長の幸前信雄委員を指名いたします。それでは、当局のほうから説明を加えることがあれば願います。

説（行政管理部） 特にございません。

《質 疑》

(1) 議案第3号 高浜市税条例の一部改正について

質 疑 な し

(2) 議案第4号 高浜市職員の給与に関する条例及び高浜市職員の勤務時間、
休暇等に関する条例の一部改正について

問(1) 今回のこの給与の件の条例の一部改正ですけども、60時間を超える部分割り増しになって、その分の割り増し率のところ、代休という形でとれるというふうになってるんですけども、この部分について誰がいつまでにその代休にするのか、超過の手当にしてしまうのかというのはどういう形の運用をされるか、ちょっと教えていただきたいんですけど。

答(人事) 割り増しの手当として受け取るのか、それとも代休時間をとるのかということをございますけども、これは職員の意向に沿って、任命権者が決定するというふうにされております。決定時期につきましては、60時間を超えた月の翌月の給与支給日に間に合うような段階での申し出が必要であります。したがって、月末から5日以内の申し出ということを考えております。

問(1) 例えば今月、超過部分を代休でとるというふうに申請したとすると、いつまでの期間にそれをとらないといけないような運用になるんですか。

答(人事) この制度というのは、長い時間外勤務、こういった職員に対しての休息の確保ということを目的といたしております。したがって、一定の期間内にとる必要があるわけをございます。具体的には60時間を超えた月の末日の翌日から2カ月以内とされております。

問(1) 今回このまま残業として支給した場合に、今年度の状況を見て、現金で全て支払った場合、いくらぐらい追加の超過になるのか、教えていただけますか。

答(人事) これは試算でございまして、昨年1月から12月までの実績で月に60時間を超えた時間外勤務の実績のある職員につきましては、実数とい

たしまして、11グループの15人でございます。のべ月数といたしましては、41カ月分でございます。したがって、今年度につきましても同程度というように想定をいたしております。これを25%割り増しで試算をいたしますと、年間金額にいたしまして78万円ほどの上乗せの額となります。

問（1） はっきりいって、労働に対するペナルティという条項だと思うんですけども、これを平準化するというか平均化するというか、何回か質問させていただいたんですけども、多能工化ですとか、標準化というお話をさせていただいてると思うんですけども、これに合わせて特定の人に集中しないような、そういうことって何か検討されてますか。

答（人事） 職員の労働時間のばらつきということ、そのばらつきをどう平準化していくかという御質問だと思っております。こういった各職員の業務の平準化につきましては、事務改善の推進による効率的な業務遂行、グループ内におきますところの応援体制、こういったものである程度は対応できるかと思っておりますけれども、やはり根本というのは職員の意識改革だとか人材育成、こんなところが一番の要だろうなと思っております。

問（17） 今の時間外勤務手当の支給にかえて、有給休暇がとれるということですが、昨年度、実際職員の有給休暇の取得率というのはどのぐらいでしょうか。

答（人事） 20年度で申し上げますと、職員1人あたり平均が9.1日になっております。

問（14） 先ほどの質問でお答えいただいた内容で、11グループ、15人、60時間オーバーということが、答弁されましたけども、最高で時間外の実態としてね、どういう実態に現状あるのか、この点いかがですか。

答（人事） 最高というのは時間数でお答えしてよろしいでしょうか。最高では、20年度の年間でございますけども、871時間でございます。

問（14） 1カ月単位で、今回60時間までは100分の125の時間外手当が支給されているのを、16時間さらに上回ると150にするよという内容になっている関係で、1カ月で、先ほど幸前委員に答弁した60時間をオーバーするというのは、1カ月時間というふうに私は理解したんで、それが1カ月の最高にするとどれくらいの時間外勤務の時間数になるのか、この点いかが

ですか。

答（人事） 1カ月単位での最高の時間外勤務ということでよろしいですね。これは1人月あたり225時間というものが最高になっております。

問（14） そのグループというのはどこですか。税務ですか。どこですか、具体的に示してください。

答（人事） 税務グループでございます。

問（14） 大変厳しい労働の実態に職員がおかれているということは極めて健康上の問題からもね、問題があるというふうな現況におかれていると思います。先ほど言ったような応援体制だとかあるいは職員の底上げですね、職員のレベルアップと効率的な事務作業ということも含めて、近々に一部の人に長時間勤務が強いられるような職場の状態というのが直ちに改善をする必要があるというふうに思います。これは職員をふやすということも含めて、対応すべき内容だというふうに指摘をしておきたいというふうに思います。それから第8条の2というところで、私、ちょっとお聞きをしておきたいのは、長時間勤務をした職員に対して、任命権者が手当を支給をしないかわりに、勤務を命じることができるという内容になってると思うんですね。この点でいろんな事情のもとです、この8条の2の1項あるいは2項ですね、いうものが頻繁に行われていきますとね、この8条の関係というのがしっかりした内容が空文化されるということも懸念されるわけですね。したがって、この点では何か具体的にその常態化するようなですね、要するに割り振られた時間を全部また一部をですね、勤務するよというところが常態化するよということにならないための手立てというのが、何か具体的に考えられているのか、この点いかがですか。

答（人事） この8条の2というのは、月60時間を超える時間外手当の支給にかえて、年次有給休暇とは別に代休を付与するというものでございますけれども、今、実態を考えたときに、先ほど何人ぐらい対象者がおるかというお話をさせてもらいまして、実は税務グループが一番多いわけでございますが、やはり業務の繁忙期というんですか、そういうものというのは比較的続くケースが考えられますので、こういったことを考えてみますと、なかなかこの時間外勤務代休時間をとるとするのは難しさがあるのかなというふうに思っております。具体的にどういう方法を考えておるかということにつきましては、今、月

60時間を超えるということも含めてそうなんですけども、今の職員に対する後期の子育て・職場両立応援プランというのを策定中なんですけども、その中で時間外勤務の縮減、この60時間云々ということも含めまして、時間外勤務の縮減ということにつきまして、いろんな手立てを打っていきたいと、こんなふうに考えております。

問（14） 先ほども指摘しましたように、さまざまな事情によってですね、長時間勤務を余儀なくされている職員にまたぞろですね、特に勤務を命じられるというケースというのが起こりうる可能性もあるわけですね。したがって、そういうことになってきますと、これは8条の関係というのがまさに空文化するのではないのかなということをおもうんですね。したがって、先ほど言った、十分な職員の体制、あるいは応援体制も含めてですね、きちっとそれは常態化しないための手立てというのは、今以上に神経使ってやっていく必要があるというふうに思いますけども、具体的にはこういう形でやっていききたいという、そういう対策、方針というのがあれば一度伺っておきたいというふうに思います。

答（人事） 先ほどもグループ内でのワークシェアリングというんですか、そう申し上げましたけども、税務グループを1つとらえてみても、やはり大きく分けて市民税担当、固定資産税担当ありますけども、若干の時間外勤務の差が見られます。こういったところで今、申し上げましたシェアリングというものを推進していきたい、こんなふうに思っております。

（3）議案第5号 高浜市特別職の職員で常勤のものの給料の月額の特例に関する条例の一部改正について

問（10） 今回、市長と副市長の給料月額の減額に関連して、昨年12月、市長、副市長の給料月額と議員の報酬月額について、報酬等審議会を開催しているようだが、その開催の趣旨は何であったか。

答（人事） 現在の市長、副市長、議員さんの給料月額、報酬月額につきましては、平成6年の10月に答申をされたもので、平成7年の1月から適用をさせていただいております。今回、報酬審を開催させていただいたのは、9月に私ども市長の交代がありました。それと高浜市を除く西三河7市のうち、5市

が報酬審を開催すると聞き及びました。合わせまして、平成18年1月の報酬審の開催から、4年間開催していないということから、開催すべきと判断いたしまして、予備費から充用して審議会委員の報酬予算を確保した上で、開催をさせていただきます。

問（10） 審議会の答申結果について、簡単に、簡単に説明してください。

答（人事） 答申結果を本当に簡単に申し上げますと、市長、副市長の給料月額につきましては、現行額に据え置き、議員にあっては次の一般選挙後において、議長が50万円、副議長が45万円、議員が40万円に引き上げることが適当であるというものでございました。

（4）陳情第1号 「外国人への参政権を付与する法案」の提出に反対する陳情

意（9） この外国人参政権を付与する法案の提出に反対する陳情なんですけれども、私は趣旨採択を求めます。理由はこれは民主主義の基礎にかかわる、すごく大切な問題だと思ひまして、調べました。そして国会のほうもまだ議論が成熟していないというところで、法案も取り下げられましたので、今後ますますこの議案が市民の皆さんにもっと近くなるまで、論議を尽くさなければいけないと思ひます。今、賛成も反対もできませんということをお願いします。

意（8） 私はこの陳情に賛成いたします。この陳情書に書いてあるとおりでと思ひます。まだ十分に国民的な議論がされていませんし、こと憲法にかかわる重大な問題ですので、いわゆるできれば全会一致的な形で、もしこれが出されて、求められるとするならば、付与するというならば、それぐらいの状況になって審査されるべきものだと思いますので、まだそういう状況になっていないということ、この提出に反対する陳情には賛成です。

意（17） この問題、非常にやっぱり大事な問題でありますので、やはり逆に国会で大いに議論することは私は必要であると思ひております。したがって、こういった法案の提出する陳情には反対です。

意（15） これは地方参政権の問題になりますので、私はこの陳情には賛成なんです、もしこういうことをやりたいというんだったら、帰化しておればですね、全て問題が解決しますので、帰化もせずに、基本的には各国の籍のあ

るまま、日本において地方参政権をしたいということ自体が、法律論からいったらちょっと私は矛盾するように思います。そういうことで、この陳情には賛成をいたします。

意（14） 私は本件については反対を表明したいと思います。理由につきましては、この陳情書の陳情項目ですね、国に対して外国人に参政権を付与する法案提出に反対する意見書を提出してくださいということになってますけども、この参政権という表現の中にはですね、地方参政権と国政参政権が含まれているわけで、どちらともとれるような内容になってるとというのが判断、迷うところでありますけれども、しかしながら、地方参政権については永住外国人について、現在、地域の中で地域の皆さんたちと一緒に生活をしてるとというのが実態ですよ。行政とのかかわりの中では、地方行財政とも深く結びついておるという実態があるということと、それから世界的には地方参政権にはついては認めていく、外国人について地方参政権を認めていくというのが世界の趨勢になっているということから、私たちは地方参政権を認めていくことには賛成と。一方、国政参政権とのかかわりの中では、先ほどいった外国人が地域の中で生活しているということと合わせて、今、国と地方の関係を見たときに以前とは違った形で地方の声が国政に反映しておるという部分というのは、いくつかあるわけですね。例えば基地建設の問題だとかあるいは原発にかかわるような問題だとか、国政に異を唱える地方自治体というのも実態的にはつくられているわけで、そういうことを考えますと、一概にね、国政参政権といえども否定すべきものではないのではないかとということを考えます。よって、地方参政権、また国政参政権、いずれも十分な国民的な論議をすることは当然のことですけれども、今、現時点にあってもですね、一定の否定すべき性格ではないということから、本件に反対をするということを表明したいと思います。

《採 決》

（1）議案第3号 高浜市税条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

- (2) 議案第4号 高浜市職員の給与に関する条例及び高浜市職員の勤務時間、
休暇等に関する条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

- (3) 議案第5号 高浜市特別職の職員で常勤のものゝ給料の月額の特例に関
する条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

- (4) 陳情第1号 「外国人への参政権を付与する法案」の提出に反対する陳
情

挙手多数により採択

委員長 審査結果の報告の案文は、正副委員長に御一任願ってよろしいか。

異 議 な し

市長挨拶

委員長挨拶

閉会 午前10時24分

総務建設委員会委員長

総務建設委員会副委員長